

監査結果公表第21-6号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成21年7月30日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	平田正司
同	井上依彦

記

1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成21年6月29日付け八建都計第117号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

建築都市部都市計画課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1 久宝寺寺内町まちづくり要綱に基づく助成関係事務について 当該要綱は平成17年に一部改正されているが、助成金交付決定通知書における交付の条件等の内容について、旧様式のままで処理されており交付の条件に相違が生じているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況	1. 措置済（平成21年1月5日）
		指摘がありました事項に関しては、適正な事務処理が行えるよう、旧様式を廃棄し、現行様式に差し替えをいたし、交付の条件に相違が生じないように改めました。
2 既存民間建築物耐震診断補助金に係る事務について 当該補助金の交付申請者が耐震診断技術者の紹介を希望した場合には、申請の手続きが八尾市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱及び同要綱施行要領の規定とは一部異なることとなり、添付書類についても規定と異なった取扱いとなっているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況	1. 措置済（平成21年1月5日）
		指摘がありました事項に関しては、交付要綱及び施行要領の規定のとおり適正な事務処理を行っています。
3 八尾市まちなみセンターの管理運営について 使用許可事務において、センター使用料を誤って算定し徴収しているもの、また調定処理の件数の誤っているものや処理の遅れているもの等が見受けられたので、八尾市財務規則等に基づき適正に処理すること。	措置状況	1. 措置済（平成20年12月17日）
		調定処理においては、財務規則を遵守し、すみやかに処理をいたします。件数誤り等を生じないように事務処理に注意いたします。 徴収誤りについては、精算を行い12月17日に納付者へ還付いたしました。

建築都市部交通対策課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 国有財産（土地）の賃貸借契約について</p> <p>国有財産有償貸付契約書において、借受物件を第三者に転貸しようとするときは、事前に書面により国に申請し承認を受けるものとされているが、第三者に転貸する際にその手続きがされていないので、適正な事務処理に努めること。</p> <p>また、当該国への借受申請に係る伺書により国との賃貸借契約も併せて行われているが、伺書においては契約締結に関する記述や案文が一切ないことから、適正な事務処理に努めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成21年2月27日）</p> <p>平成14年の当初借受時において大阪航空局と協議し、その旨を設置申請書に記述していたことから、借受更新時ごとには申請していない経緯があった。</p> <p>しかし、平成21年2月で前契約における借受期間が終了したため、借受継続申請時に契約条項に基づき、貸付物件を第三者に転貸するにおける申請書提出の相談を行った。その際に担当者より本市が転貸により利益が発生しないのであれば申請書の提出は不要との回答を得た。</p> <p>また、借受申請にかかるものと、賃貸借契約書の締結に関するものについて、継続申請の手続時からそれぞれ別途起案し、事務処理を改めた。</p>
<p>2 自動車臨時運行の許可に係る事務について</p> <p>自動車臨時運行許可番号標の失効公告については、自動車の臨時運行の許可に関する取扱規則により番号標の回収が不能等となったときは、直ちに失効の旨を公告するものとされているが、長期間経過しているものが見受けられたので、不正使用の未然防止の観点からも適宜事務処理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成21年4月）</p> <p>「自動車の臨時運行の許可に関する取扱規則」に基づき、未返還者への督促・催告等をすみやかに行い、番号標の回収が不能等になったと判断された時点で、適宜、失効公告を行うよう事務処理の改善を図った。</p>

<p>3 指定管理に係る事務について (近鉄山本駅東自転車駐車場・志紀駅前自転車駐車場)</p> <p>(1) 施設の収支差額の一部を市に納付されており、その算出根拠は覚書とされている。収支差額の算定における支出対象経費について、指定管理開始年度から覚書とは異なり、対象経費が一部追加されていた。双方協議の中で追加を認めたとの事であるが、対象経費については「直接、本施設を運営するにあたって必要となる経費とする」としており、追加の対象経費を含め、必要経費の考え方について再度十分協議すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成21年4月1日)</p> <p>平成18年度からの指定管理期間が終了し、新たに平成21年度から5年間の指定管理が始まるにあたり、平成21年度から年度協定書に支出対象経費についての項目を規定し、該当施設にかかる必要経費のみに限定することとした。</p> <p>なお、該当施設にかかる指定管理者自身の本社経費などについては、明確に施設管理に要する経費に限って支出対象経費に含むこととした。</p>
<p>(2) 学生の定期利用については、八尾市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例により1月定期ごとの利用に限定されているが、平成19年6月より3ヵ月分の利用料金を一括で受け付ける手続きが運用上なされていた。利用料金等の受領に係る手続きの変更については事前に市と指定管理者で十分協議をすること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成21年1月)</p> <p>志紀駅前自転車駐車場及び近鉄山本駅東自転車駐車場の指定管理者が実施していた3ヶ月分の利用料金の一括手続きについては、平成21年4月に改正された条例及び施行規則に対応した手続を行うよう指定管理者に指示した。</p>

<p>(JR久宝寺駅南自転車駐車場)</p> <p>(1) 指定管理者からの利用料金の納付金算定に係る事業収支報告書において、平成18年度と19年度両年度の収入支出項目の比較を行ったところ、前受金及び定期カード保証預り金で収入支出区分の取扱いが変更されていた。結果として収支差額は同じであるが、収入及び支出額が変わってくることや、継続性の原則及び事業評価の観点から取扱いを統一すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成21年5月30日)</p> <p>平成20年度の収支報告については、収入支出項目を指定管理当初の平成18年度収支報告を基本として、収入及び支出項目を統一し、市に提出するよう指定管理者に指示した。</p> <p>5月に指定管理者から指示事項に基づいた平成20年度収支報告の提出を受けた。</p>
<p>(2) 市への施設の利用料金の一部納付について、納付に関する覚書が締結されているが、算定根拠とされる年間支出額の対象経費に関する事項がないので、規定するよう改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成21年3月)</p> <p>平成21年度から年度協定書において、収入科目・支出科目に関する対象経費について規定した。</p>

建築都市部都市整備課

[文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 都市計画道路に係る用地管理について</p> <p>都市計画道路における先行買収用地の管理状況について、長年にわたり用地管理の行き届いていないものが一部見受けられるので、適正な管理に努めること。</p>	措置状況	<p>3. 検討中</p> <p>指摘された都市計画道路の用地管理については、今後、改善のための方針を策定し、適正な用地管理に努めます。</p>

<p>2 南久宝寺地区における用地管理等について</p> <p>南久宝寺地区においては、平成19年3月に土地区画整理事業の廃止決定がされ、今後は地区計画による地区内整備に移行したところである。先行取得用地のうち、土地開発公社の所有地については市が無償で借り受け自転車駐車場として利用されており、また、市所有地の用地管理は概ね適正に行われている。今後の用地活用については、道路拡幅用地の代替用地等として検討するなど、引き続き新たなまちづくりに繋げるよう努めること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="494 190 630 224">措置状況</td> <td data-bbox="630 190 1404 224">3. 検討中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="494 224 1404 943"> <p>先行取得用地については、現在、地元や関係機関等と事前に調整・協議を行っている段階です。</p> <p>今後の先行取得用地の活用方法としては、久宝寺線の用地買収にかかる代替用地、地区計画道路整備の道路用地、面的整備に地元賛同が得られれば、点在している先行取得用地の集約化も併せた公園・緑地の確保等に努めるなど、新たなまちづくりの中での先行取得用地の活用を検討中です。</p> <p>なお、暫定自転車駐車場に利用中の土地開発公社の所有地については、将来的な自転車駐車場利用も含め、交通対策課と共に今後の活用方法について検討して行きます。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	3. 検討中	<p>先行取得用地については、現在、地元や関係機関等と事前に調整・協議を行っている段階です。</p> <p>今後の先行取得用地の活用方法としては、久宝寺線の用地買収にかかる代替用地、地区計画道路整備の道路用地、面的整備に地元賛同が得られれば、点在している先行取得用地の集約化も併せた公園・緑地の確保等に努めるなど、新たなまちづくりの中での先行取得用地の活用を検討中です。</p> <p>なお、暫定自転車駐車場に利用中の土地開発公社の所有地については、将来的な自転車駐車場利用も含め、交通対策課と共に今後の活用方法について検討して行きます。</p>	
措置状況	3. 検討中				
<p>先行取得用地については、現在、地元や関係機関等と事前に調整・協議を行っている段階です。</p> <p>今後の先行取得用地の活用方法としては、久宝寺線の用地買収にかかる代替用地、地区計画道路整備の道路用地、面的整備に地元賛同が得られれば、点在している先行取得用地の集約化も併せた公園・緑地の確保等に努めるなど、新たなまちづくりの中での先行取得用地の活用を検討中です。</p> <p>なお、暫定自転車駐車場に利用中の土地開発公社の所有地については、将来的な自転車駐車場利用も含め、交通対策課と共に今後の活用方法について検討して行きます。</p>					

建築都市部審査指導課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 契約事務について</p> <p>(1) 随意契約において、適用条項を誤っているものが見受けられたので、適正な処理に努めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (平成21年4月1日)</p> <p>平成21年度の事務処理においては、随意契約の理由及び地方自治法施行令第167条の2第1項の第何号に当たるのか精査し、何号を適用したのかを明確にし、事務の処理を行ないました。</p>
<p>(2) 契約の締結に関する決裁を支出負担行為書で行っているものについて、随意契約の理由やその適用条項が付記されていないものが見受けられたので、より適正な事務処理に努めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (平成21年4月1日)</p> <p>平成21年度の契約締結に関する決裁文書には随意契約の理由や適用条項を明確に記載しました。</p>

建築都市部公共建築課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
契約事務について (1) 機器の納入に係る契約について、決裁が終了した後に新たな条項を加えて契約を締結しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況	1. 措置済（平成 21 年 3 月 31 日） 契約書について、決裁権者の承認を得た上で、伺書に経緯を加筆する処理を行いました。 今後は、契約の事務は適切に行います。
	措置状況	1. 措置済（平成 21 年 3 月 31 日） 今後の事務処理においては、随意契約の理由及び地方自治法施行令第 167 条の 2 の条項について、適切に行います。
(2) 伺書に記載されている随意契約の理由とその適用条項が一致していないものが見受けられたので、適正な事務処理に努めること。	措置状況	1. 措置済（平成 21 年 1 月 30 日） 今後の契約約款に基づく協議書においては、適切な協議書に改めると共に、課内職員に周知しました。
	措置状況	1. 措置済（平成 21 年 1 月 30 日） 今後の契約約款に基づく協議書においては、適切な協議書に改めると共に、課内職員に周知しました。
(3) 委託契約において契約を変更する場合、契約約款に基づき協議書を取り交わしているが、統一的に作成し使用している当該協議書に記載されている契約変更に係る適用条項が不適切であるので改めること。	措置状況	1. 措置済（平成 21 年 1 月 30 日） 今後の契約約款に基づく協議書においては、適切な協議書に改めると共に、課内職員に周知しました。

建築都市部住宅整備課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
市営住宅改善事業・建替事業における入居者移転に係る事務について (1) 改善事業に伴う入居者移転に際し、移転対象者からの行政財産目的外使用料の免除申請書の提出の有無について取扱いが統一されていなかったため、統一すること。	措置状況	1. 措置済（平成 21 年 4 月 1 日） 「市営西郡住宅機能更新事業における改善事業に関する要綱取扱い基準」及び「市営安中住宅機能更新事業における改善事業に関する要綱取扱い基準」のそれぞれ第 5 条において、行政財産目的外使用料を得た場合は、使用料について全額免除とする明文規定があるため、事務の簡略化を図る観点から、「行政財産使用料免除申請書」の提出を省略することに統一しました。
	措置状況	1. 措置済（平成 21 年 4 月 1 日） 「市営安中住宅機能更新事業における建替えに関する要綱取扱い基準」の一部改正を行い、行政財産目的外使用料の免除及び仮住居に入居する直前の住宅の家賃を納付することについて、決めました。
(2) 市営安中住宅建替事業に伴う移転対象者に対する行政財産目的外使用料の減免等について、要綱等で規定されていないので、明文化について検討すること。	措置状況	1. 措置済（平成 21 年 4 月 1 日） 「市営安中住宅機能更新事業における建替えに関する要綱取扱い基準」の一部改正を行い、行政財産目的外使用料の免除及び仮住居に入居する直前の住宅の家賃を納付することについて、決めました。

建築都市部住宅管理課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 市営住宅使用料などの徴収関係事務について</p> <p>(1) 平成 19 年度の住宅使用料の現年分収納率は 88.1%で、納付指導員の増員、休日の訪問指導、口座振替の推進等に努めたことにより年々向上しているが、過年分については、法的措置の強化等を行っているものの、収納率は依然として低い状態にある。滞納過年分の大きな要因となっているのは供託に係る長期滞納であるが、今後はその早期回収に努めるとともに、それ以外の過年分についても解消に取組み、収納率の向上に努めること。</p>	措置状況	4. その他（継続取組み中）
<p>(2) 未納者に対し督促状を送付し、滞納発生の早期防止に努められているが、定期的な送付には至っていないので、八尾市財務規則及び税外歳入の督促方法に関する規則に基づき送付を行い、新規滞納の抑制と長期滞納の未然防止に努めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 21 年 1 月 23 日）
<p>(3) 分納誓約において履行期間が長期にわたるものが一部見受けられたが、増収時に分納金額を変更するなどの意思が確認されているものの、長期にわたるほど回収が困難になる可能性が高まることから、定期的に納付計画について見直しするとともに、積極的な納付指導を行うこと。</p>	措置状況	2. 措置予定
		<p>督促状については、指摘以降、毎月送付しています。</p> <p>新規滞納の抑制と長期滞納の未然防止の取組みとしては、催告書の送付を例年 1～2 回でしたが、四半期に一度送付するように改善しました。今後も督促状や催告書を送付することなどで納付意識を喚起し、長期滞納の未然防止に努めます。</p> <p>分納誓約の履行管理において、現在、履行期間が長期にわたるものについては、納付者と連絡を取って収入状況等を把握するなど、分納誓約額の適正化を行います。</p> <p>今後については、定期的に分納誓約内容の適正化を実施するため、分納誓約書に適正化確認欄を設け、定期的な見直しを実施します。</p>

<p>(4) 市営住宅使用料などの減免については、八尾市営住宅条例及び同施行規則に基づく慎重な取り扱いが求められるが、収納状況のわかる書類が添付されていないものや記載誤りのある申請書などが見受けられたので、適正な事務処理に努めること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="501 237 644 277">措置状況</td> <td data-bbox="651 237 1406 277">1. 措置済（平成 21 年 1 月 14 日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="501 277 1406 591"> <p>担当国会議において、収納状況のわかる書類の添付確認、申請書の審査を再度徹底するように意思統一を図り、また、審査を複数の職員で行うように改善しました。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成 21 年 1 月 14 日）	<p>担当国会議において、収納状況のわかる書類の添付確認、申請書の審査を再度徹底するように意思統一を図り、また、審査を複数の職員で行うように改善しました。</p>	
措置状況	1. 措置済（平成 21 年 1 月 14 日）				
<p>担当国会議において、収納状況のわかる書類の添付確認、申請書の審査を再度徹底するように意思統一を図り、また、審査を複数の職員で行うように改善しました。</p>					
<p>2 市営住宅の入居関係事務について</p> <p>(1) 平成 19 年度の空家入居者募集は 2 回（8 月、2 月）実施され、募集戸数 15 戸に対し募集件数 333 件で、22.2 倍の状況になっている。一方、空家戸数の状況は、平成 20 年 3 月末現在 341 戸で、そのうち建替え・改善事業等のため新規募集を停止している空家 289 戸を除く実質的な空家は 52 戸（全戸数の 2.5%）となっており、また、この募集対象となる空家のうち、1 年以上空家となっている住宅が 27 戸ある。空家改修に要する財政的な制約はあるものの、可能な限り資産の有効活用に努めること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="501 609 644 649">措置状況</td> <td data-bbox="651 609 1406 649">4. その他（継続取組み中）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="501 649 1406 1352"> <p>平成 21 年 3 月末現在では実質的な空家は 47 戸（全戸数の 2.3%）となっております。また、この募集対象となる空家のうち、1 年以上空家となっている住宅が 30 戸となっておりますが、うち 7 戸については、入居決定しておりますので、23 戸となる予定です。</p> <p>今後も引き続き、効率的に空家の募集を行い資産の有効活用に努めます。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	4. その他（継続取組み中）	<p>平成 21 年 3 月末現在では実質的な空家は 47 戸（全戸数の 2.3%）となっております。また、この募集対象となる空家のうち、1 年以上空家となっている住宅が 30 戸となっておりますが、うち 7 戸については、入居決定しておりますので、23 戸となる予定です。</p> <p>今後も引き続き、効率的に空家の募集を行い資産の有効活用に努めます。</p>	
措置状況	4. その他（継続取組み中）				
<p>平成 21 年 3 月末現在では実質的な空家は 47 戸（全戸数の 2.3%）となっております。また、この募集対象となる空家のうち、1 年以上空家となっている住宅が 30 戸となっておりますが、うち 7 戸については、入居決定しておりますので、23 戸となる予定です。</p> <p>今後も引き続き、効率的に空家の募集を行い資産の有効活用に努めます。</p>					
<p>(2) 住宅困窮者向け住宅の入居選考方法については住宅困窮度評定を行い、入居資格の審査をしているが、困窮状況等申告書の質問事項に記入のないものや証明書類等の添付のないものなどが見受けられたので、適正な事務処理に努めること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="501 1370 644 1411">措置状況</td> <td data-bbox="651 1370 1406 1411">1. 措置済（平成 21 年 2 月 1 日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="501 1411 1406 1812"> <p>平成 20 年度第 2 回の募集時において、添付書類のチェックや書類の審査を複数の職員で行うように改善しました。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成 21 年 2 月 1 日）	<p>平成 20 年度第 2 回の募集時において、添付書類のチェックや書類の審査を複数の職員で行うように改善しました。</p>	
措置状況	1. 措置済（平成 21 年 2 月 1 日）				
<p>平成 20 年度第 2 回の募集時において、添付書類のチェックや書類の審査を複数の職員で行うように改善しました。</p>					

<p>(3) 入居者の加齢、病気等による住宅替えについて八尾市営住宅の住宅替えに関する要綱を定め運用しているが、対象者の要件を一部拡大して運用しているもの、また、登録者台帳の更更新手続きも行われていないので、適正な運用に改めること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="501 237 635 277">措置状況</td> <td data-bbox="641 237 1406 277">3. 検討中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="501 277 1406 591"> <p>平成 21 年度において、住宅替えの対象者要件等について再検討を行い、要綱の改正を検討しています。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	3. 検討中	<p>平成 21 年度において、住宅替えの対象者要件等について再検討を行い、要綱の改正を検討しています。</p>	
措置状況	3. 検討中				
<p>平成 21 年度において、住宅替えの対象者要件等について再検討を行い、要綱の改正を検討しています。</p>					
<p>3 収入超過者及び高額所得者への対応について</p> <p>平成 19 年度における市営住宅に入居する収入超過者及び高額所得者認定者は 134 人で、入居者数に占める割合は 8.1%となっているが、市営住宅が住宅に困窮する低所得者に賃貸する制度の趣旨を踏まえ、住宅の斡旋など、住み替えに向けてより積極的な働きかけに努めること。また、平成 19 年度末において、収入超過者の中に家賃等の滞納者が 15 人見受けられたが、支払能力がありながら納付していない世帯に対しては、今後ともより厳正な対応に努めること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="501 609 635 649">措置状況</td> <td data-bbox="641 609 1406 649">4. その他（継続取組み中）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="501 649 1406 1348"> <p>収入超過者及び高額所得者に対しては、大阪府住宅供給公社及びUR都市機構等の、中・高所得者向け住宅への斡旋を行っておりますが、今後も引き続き積極的に働きかけるように努めます。</p> <p>また、収入超過者の中に家賃等の滞納者が含まれている点については、すべて分納誓約履行中ではありますが、支払能力があることから、分納誓約額の適正化を行い早期回収に努めます。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	4. その他（継続取組み中）	<p>収入超過者及び高額所得者に対しては、大阪府住宅供給公社及びUR都市機構等の、中・高所得者向け住宅への斡旋を行っておりますが、今後も引き続き積極的に働きかけるように努めます。</p> <p>また、収入超過者の中に家賃等の滞納者が含まれている点については、すべて分納誓約履行中ではありますが、支払能力があることから、分納誓約額の適正化を行い早期回収に努めます。</p>	
措置状況	4. その他（継続取組み中）				
<p>収入超過者及び高額所得者に対しては、大阪府住宅供給公社及びUR都市機構等の、中・高所得者向け住宅への斡旋を行っておりますが、今後も引き続き積極的に働きかけるように努めます。</p> <p>また、収入超過者の中に家賃等の滞納者が含まれている点については、すべて分納誓約履行中ではありますが、支払能力があることから、分納誓約額の適正化を行い早期回収に努めます。</p>					
<p>4 その他</p> <p>(1) 火災等により住宅を失った被災者を一時的に避難させるため、市営住宅を地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき目的外使用許可しているが、許可期間の更新を繰り返し、使用が 3 年を超える事例も見受けられるので、適正な運用に努めること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="501 1366 635 1406">措置状況</td> <td data-bbox="641 1366 1406 1406">4. その他（継続取組み中）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="501 1406 1406 1843"> <p>目的外使用については原則短期間に対応していますが、世帯の状況によっては新しい住居を探すのが困難な場合もあり、使用期間が長期になっているケースがあります。目的外使用者に対しては、公的な住宅の募集への応募を促すなど、指導を行っていますが、今後も適正な運用に向けて努力を続けます。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	4. その他（継続取組み中）	<p>目的外使用については原則短期間に対応していますが、世帯の状況によっては新しい住居を探すのが困難な場合もあり、使用期間が長期になっているケースがあります。目的外使用者に対しては、公的な住宅の募集への応募を促すなど、指導を行っていますが、今後も適正な運用に向けて努力を続けます。</p>	
措置状況	4. その他（継続取組み中）				
<p>目的外使用については原則短期間に対応していますが、世帯の状況によっては新しい住居を探すのが困難な場合もあり、使用期間が長期になっているケースがあります。目的外使用者に対しては、公的な住宅の募集への応募を促すなど、指導を行っていますが、今後も適正な運用に向けて努力を続けます。</p>					

<p>(2) 平成 18 年 10 月 26 日付け住民監査請求に係る監査結果の意見で指摘したところであるが、市営住宅入居者用駐車場の使用料等に係る事項は、条例で定める必要があるので、規定の整備を図ること。また、駐車場の使用許可に伴い徴収する保証金の取り扱いが、駐車場ごとに異なるので、統一化を図ること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="494 237 644 277">措置状況</td> <td data-bbox="644 237 1406 277">3. 検討中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="494 277 1406 674"> <p>各市営住宅の駐車場使用料の統一した算出方法及び保証金の取扱いについて検討中です。 規定の整備が図れた時点で条例化を検討しています。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	3. 検討中	<p>各市営住宅の駐車場使用料の統一した算出方法及び保証金の取扱いについて検討中です。 規定の整備が図れた時点で条例化を検討しています。</p>	
措置状況	3. 検討中				
<p>各市営住宅の駐車場使用料の統一した算出方法及び保証金の取扱いについて検討中です。 規定の整備が図れた時点で条例化を検討しています。</p>					
<p>(3) 入居時に納付された敷金の運用等について、八尾市営住宅条例第 21 条第 1 項では「最も安全かつ有利な方法で管理、運用しなければならない。」と規定されているが、現在敷金は歳入歳出外現金として一括で管理されており、会計課等とも協議の上、運用方法等について検討すること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="494 674 644 714">措置状況</td> <td data-bbox="644 674 1406 714">3. 検討中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="494 714 1406 1415"> <p>今後の取扱いについて会計課等関係各課と調整・協議していきます。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	3. 検討中	<p>今後の取扱いについて会計課等関係各課と調整・協議していきます。</p>	
措置状況	3. 検討中				
<p>今後の取扱いについて会計課等関係各課と調整・協議していきます。</p>					

建築都市部

〔各課共通事務〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 文書事務について</p> <p>(1) 伺書等において、決裁日、施行日などで記入のないものや鉛筆書きのもの、文書公開の取扱いや廃棄年月・保存年限が不適切なもの、添付書類で不備となっているものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成21年1月5日）</p> <p>伺書において、決裁日等の記入、文書公開の取扱区分及び添付書類等については、文書主任等によりの確な事務処理を行うよう改めました。</p> <p>（都市計画課、交通対策課、都市整備課、審査指導課、公共建築課、住宅整備課）</p>
<p>(2) 文書処理簿において受発信日、受発信番号、処理経過欄、受付担当者名などが記入されていないもの、受発信番号の採り方を誤っているもの等が見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理すること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成21年1月5日）</p> <p>文書処理等について、八尾市文書取扱規程に基づき適正な事務処理が行えるよう改めました。</p> <p>（審査指導課、公共建築課、住宅管理課）</p>
<p>2 備品の管理及び備品台帳の整備について</p> <p>備品台帳より抽出し現品と照合したところ、一部において備品番号シールの貼付のないものや旧の所管名称・設置場所のまま備品台帳が整備されていないもの、廃棄された備品について台帳等が未処理のものなどが見受けられたので、備品台帳の整理を図るとともに、適正な備品の管理に努めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成21年1月5日）</p> <p>備品台帳と現品の照合の点検をし、整理を行ないました。今後についても、点検を行い、適正な備品管理に努めます。</p> <p>（都市計画課、交通対策課、都市整備課、審査指導課、公共建築課、住宅管理課）</p>